

# 都型放課後等デイサービス事業実施要領

3 福保障施第 2 9 4 6 号

令和 4 年 3 月 3 1 日

## 1 目的

この要領は、「都型放課後等デイサービス事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第 19 条に基づき、事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 活動内容

各活動について年度ごとに①方針等、②具体的活動内容、③実施規模等の計画を策定すること。また、各活動は別表 1 を参照すること。

## 3 個別支援計画

- (1) 実施要綱第 6 条第 1 号による様式は別記様式（ア）とする。本様式を使用せず、他の様式を使用する場合は、別記様式（ア）の内容を盛り込むこととし、使用する様式について都の確認を受けること。
- (2) 実施要綱第 5 条による「自立支援と日常生活の充実のための活動」、「創作活動」、「地域交流の機会の提供」、「余暇の提供」を複数組み合わせて実施する計画とし、個々の障害児の状態・発達過程・特性等に応じて、日々の支援の中で特に重点を置くべき支援内容を記載すること。
- (3) 実施要綱第 6 条第 3 号の学校との連携について、個別の教育支援計画等について情報が得られない場合は、学校との情報交換会等で学校での支援実施内容等を確認し、記録すること。
- (4) 実施要綱第 6 条第 4 号に基づく保護者への報告は、確認を受けた年月日を記録しておくこと。

## 4 コア職員の配置

実施要綱第 7 条第 2 項に規定するその他の条件は、以下のとおりとする。

ただし、本事業実施後、以下の条件を満たさなくなった場合は、別表 3 のとおり従業者の配置を猶予することができる。

- (1) 常勤職員等であること
- (2) 報酬基準の従業者の員数の算定外であること
- (3) 専門的支援加算の対象者でないこと
- (4) 児童指導員等加配加算の対象者でないこと
- (5) 児童指導員等加配加算を取得していること

## 5 送迎の実施

- (1) 原則として送迎加算を取得していること
- (2) 送迎加算の取得がない場合、送迎体制について書面で提出すること

#### 6 事業所間の意見交換

実施要綱第10条に規定する事業所間の意見交換の実施方法は、別紙1とする。

#### 7 保護者による事業所の評価

実施要綱第12条に規定する保護者による事業所の評価の実施方法は、別紙2とする。

#### 8 事業計画書の提出

- (1) 都が指定する期日までに別途規定する補助交付申請書に添えて事業計画書を提出すること。また、事業開始日は月初日とすること。

- (2) 事業計画書の変更の届出が必要な事項は、別表2のとおりとする。

#### 9 関係書類の整備等

関係書類を整備し、事業完了後、5年間事業所に保管するとともに、都が必要と認めた場合には、その求めに応じ提示又は提出しなければならない。また、関係書類は、書面に代えて電磁的記録として保管することも可能とする。

#### 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附則（令和4年9月12日付4福保障施第1587号）

この要領は、令和4年9月12日から施行する。

#### 附則（令和5年5月26日付5福保障施第109号）

この要領は、令和5年5月26日から施行する。

## 都型放課後等デイサービス事業 事業所間意見交換実施方法

令和5年5月26日

### 1 目的

この実施方法は、「都型放課後等デイサービス事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第10条に基づく事業所間の意見交換を実施するに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 実施内容

サービスの質の向上を目的として、各都型放課後等デイサービス事業所が相互に訪問し、意見交換を行う。

### 3 実施方法

- (1) 都が各都型放課後等デイサービス事業所と調整し、事業所のマッチングを行う。
- (2) 各事業所間で日程の調整を行い、訪問のうえ意見交換を実施する。
- (3) 実施結果を都に報告する。

### 4 評価・意見交換項目

以下の項目を参考として、年度ごとに決定する。

- (1) 安全管理体制
- (2) 支援の実施（基本活動、個別支援計画、学校との連携等）
- (3) PDCAサイクルの実施や専門的な支援など質の向上に向けた取組
- (4) その他

### 5 報告様式

別途都で指示する。

### 6 実施時期

各年度下半期に行う。

### 7 その他

地域等において同様の趣旨の取組みを行う場合は、都の承認を受け、事業者間の意見交換とみなすことができる。その場合であっても都に実施結果を報告すること。

## 都型放課後等デイサービス事業 保護者評価実施方法

令和5年5月26日

### 1 目的

この実施方法は、「都型放課後等デイサービス事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第12条に基づく保護者が事業所の評価を実施するに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 実施内容

都型放課後等デイサービス事業所の質の向上を目的として児童の保護者が利用する事業所の評価を行う。

### 3 実施方法

- (1) 都が入力画面を作成する。
- (2) 都がURL及びQRコードを添付した案内を作成し、各事業所から保護者へ配付する。
- (3) 保護者が、スマートフォンなどの機器により、入力を行う。
- (4) 都が事業所ごとに集計し、各事業所へ通知する。
- (5) 各事業所が結果を公表する。
- (6) 都が集計結果を公表する。

### 4 実施回数

年度内に1回行う。

### 5 評価項目

- (1) 評価項目は、保護者が判断しやすいようできるだけ簡潔な内容とする。
- (2) 項目数は10項目程度とする。
- (3) 回答は「はい」「どちらかといえばはい」「いいえ」「どちらかといえばいいえ」「どちらでもない」の5つの選択肢とする。
- (4) 具体的評価項目は、実施状況等を勘案し、年度ごとに決定する。

### 6 個人情報の保護

都の規定に基づき、個人情報を適切に管理する。

## 都型放課後等デイサービス事業 活動計画について

	活動内容	都型の活動について	令和 年度 計画		
			方針等(例)	具体的内容(例)	実施規模等
基本活動	自立支援と日常生活の充実のための指導訓練	子どもの発達に応じて必要となる基本的日常動作や自立生活を支援するための活動を行う。子供が意欲的に関わられるような活動を通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、子どもが通う学校で行われている教育活動を踏まえ、方針や役割分担等を共有できるように学校との連携を図りながら支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的日常動作の訓練を行う</li> <li>・コミュニケーションの訓練を行う</li> <li>・子供が意欲的に関わられるような活動を通じて成長と発達を促す</li> <li>・将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う</li> <li>・本人の気持ちに寄り添った支援を行う</li> <li>・多様な活動を通じた支援を行う</li> <li>・一人一人の発達段階に合わせ、保護者と相談して訓練を行う</li> </ul>	トイレットレーニング、着替え、食事、歩行など日常動作全般 小集団の中で、個々の課題にそって協力、順番、提案、発表などを盛り込んだプログラムを実施 TEACH・SST(ソーシャルスキルトレーニング) 職員が本人の意思を読み取り、または引き出すような声掛けを実施。その日のスケジュールを絵カード、文字、手のサイン、写真などを使って提示 イエス、ノーの伝え方、気持ちの出し方、切り替え方などへの対応 公共の交通機関の利用体験、電話のかけ方、お金の概念	日常的に実施 週1回実施 月1回実施 児童に応じて実施
	創作活動	創作活動では、表現する喜びを体験できるようにする。日頃からできるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持てるようにする等、豊かな感性を培う。	季節ごとのイベントを行う。 本人の希望や興味を尊重し、工作、お絵かき、塗り絵などの創作活動について支援する。 休日は遠出の外出を行い、自然に触れる機会を設ける	毎月のテーマに沿った通所内の飾りつけの創作。切り貼り、折り紙、色付けなど。 工作、季節のイベント、お絵かき、塗り絵など 季節にあったメッセージカード等の制作 自分たちで苗から野菜を育て収穫し料理をする。 科学館・博物館などに行き、色々な体験・経験をしてもらう。 春には花畑、夏の水遊び、お正月の初詣、秋は紅葉など季節ごとのイベント 休日には遠出して様々な体験	日常的に実施 (選択すれば毎日実施できる) 週1回実施 月1回実施 季節ごとに実施 児童に応じて実施
	地域との交流	障害があるゆえに子どもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、子どもの社会経験の輪を広げていく。他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動等との連携・ボランティアの受入れ等により、積極的に地域との交流を図っていく。	季節ごとの地域のイベントに参加し、地域との交流を行う。 ボランティアの受入れを行う	地域のイベント(お祭り等)への参加 学童クラブ、デイサービス(高齢者)との交流 商店で買い物体験 児童館の児童及びイベントの交流 スーパーで買い物 ボランティアの方に絵本の会を実施していただいている	週1回程度実施 月1回程度実施 季節ごとに実施 (年4回程度)
	余暇の提供の実施	子供が望む遊びや自分自身をリラックスさせる練習等の諸活動を自己選択して取り組む経験を積んでいくために、多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるように工夫する。	子どもが興味をもったもので自由に遊べるよう環境を整える。 子どもがリラックスする空間、時間を提供する。	ボール遊びなどの体を動かすゲーム、ごっこあそび、プラレールブロック等玩具を使った遊びやボードゲームやカードゲーム等。 玩具や楽器、お絵かきなど、好きなこと・興味関心に合わせた取り組みができるよう、可能な限りツールを用意 事業所内にある遊具、玩具、絵本等で個々や子供たち同士で遊ぶ時間を設けている	日常的に実施 (選択すれば毎日実施できる) 児童に応じて実施
特別活動	特記事項	長期休暇を利用した宿泊行事や、季節に応じた行事など、児童が楽しみにし、体験・経験を拡げる企画を実施する。	季節ごとに保護者参加のイベントを実施する。 長期休暇に宿泊イベントを実施し、様々な体験を行う。	長期休暇を利用した宿泊活動、合宿 季節ごとに保護者も参加した食育活動 他事業所と合同で運動会を実施	夏休みに実施

別表 2

都型放課後等デイサービス事業実施要領 8 (2) 変更の届出が必要な事項

1	法人名
2	主たる事務所の所在地
3	施設名
4	所在地
5	定員
6	個別支援計画書様式
7	営業時間
8	送迎
9	コア職員の配置
10	コア職員以外の従業者の配置
11	福祉サービス第三者評価実施計画書
12	その他都が指示する事項

### 別表 3

#### 都型放課後等デイサービス事業実施要領 4

##### 条件を満たさなくなった場合の猶予期間

不在となった職員	猶予期間
児童発達支援管理責任者	不在後、翌月末まで
コア職員	不在後、翌月末まで
その他、従業者	不在後、当月末まで

※猶予期間中に限り、不在解消時点で実施要領 4（1）から（4）までの条件を満たした上で児童指導員等加配加算の取得体制が取れていれば、不在の状態が始まった月及び不在が解消した月も実施要領 4（5）の条件も満たしているものとする。